

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 10 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01252

研究課題名（和文）近世の都市行政と法に関する研究

研究課題名（英文）The Study of Urban Administration and Law in the Early Modern Period

研究代表者

坂本 忠久（Sakamoto, Tadahisa）

東北大学・法学研究科・教授

研究者番号：60241931

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、近世最大の都市であった江戸を考察の対象とし、その都市行政と法のあり方との関係について、これまでその多くは不明であった様々な実態を明らかにすることを目的とするものである。また、その際には、いわゆる「町触」だけでなく、「行政法規」や「行政規則」も合わせて分析の対象に据え、さらに日常的な都市行政遂行の際に与力や町役人等のいわゆる実務役人が実際に果たしていた役割にも着目することに留意している。

上記の方法により、都市における法の具体的な運用のあり方について新たに位置づけることを試みようとするものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近世と都市行政に関する研究は、これまで「町触」が主な研究対象とされ、「行政法規」等についてはほとんど省みられなかったと言ってよいと思われる。本研究では、「町触」の内容とともに「行政法規」等を「町触れ」と関連づけて考察し、江戸の都市行政全体のあり方について新たな角度から光を当てることを試みたものである。

上記の方法により、既に長い研究史上の蓄積があるヨーロッパ諸国における中・近世の都市法や都市行政をめぐる研究に対しても有効な情報を提供するものと思われる。

研究成果の概要（英文）：This research aims to examine Edo, the biggest city in early-modern Japan, and elucidate various aspects of the relationship between urban administration and law that still remain unclear. Moreover, it seeks to analyze not only so-called town orders, 'Machibure', but also administrative rules and regulations, while also paying attention to the actual role played by public servant in ordinary administrative tasks. Through these approaches, this research seeks to provide a new perspective on the concrete implementation of law in urban settings.

研究分野：日本法制史

キーワード：町触 都市行政 行政法規 行政規則 町奉行

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1 研究開始当初の背景

本研究は、近世最大であり、なおかつ 18 世紀初頭においては世界最大の都市であった「江戸」を考察の対象とし、その都市行政と「法」のあり方との関係について、これまでその多くは不明であった実態を明らかにすることを目的とするものである。また、その際には、いわゆる「町触」だけでなく、「行政法規」や「行政規則」も合わせて分析の対象に据え、さらに日常的な都市行政遂行の際に町年寄・与力や町役人等の実務役人が実際に果たしていた役割にも注目することにより、都市における「法」の具体的な運用のあり方について新たに位置づけることを試みたものである。

近世都市・江戸において、南北両町奉行所のなかに存在していたとされる「言上帳」と呼ばれる書類が、その都市行政遂行の際に極めて重要な位置を占めていたことは、つとに知られるところである。しかし、元々は大量に存在していたはずの「言上帳」は、近代明治期以降には伝わっていなかったり、あるいは伝わっていたとしてもその大部分は震災や戦災等によって失われたものと推測することができ、そのため「言上帳」に依拠する研究には、実際のところ大きな限界があると、これまでは日本法制史や日本近世史等の分野における研究者によって捉えられてきたものと思われる。

2 研究の目的

ところが、本研究担当者による予備的な調査によって、「言上帳」等における記載事項を江戸時代に与力が再編集したものと思われる史料が、国立国会図書館や東京大学法制史資料室等に収蔵されている事実を初めて確認することができた。それは、「記事条例」という名を冠せられた相当に大部な史料群であるが、同史料は意外にもこれまで関係する研究者によってもほとんど注目されることもなく、そのため研究の具体的根拠とされるべき史料として活用されることもなかったのである。

そこで、以上のような研究状況において、先述の「記事条例」を網羅的に利用・活用することは、結果的に「言上帳」を活用した場合と同様の成果を生み出すことが十分に期待できると考えたのであり、「記事条例」を、本研究における分析対象の中心に位置づけることを試みたものである。

3 研究の方法

本研究において採用した具体的方法として、以下の諸点を挙げておきたい。

第一は、近世都市・江戸を考察の対象として、「法」の実態を明らかにすることである。近年、近世の「法」を主な手がかりとして、政治上の機構や行政・社会上の様々な制度の

特徴を解き明かそうとする研究が一段と盛んになっている。しかしながら、これは実に奇妙なことであるが、その対象とされている地域は、京都、大坂(大阪)といういわゆる近世における三都の他、金沢、岡山、熊本、山口等の地方都市が中心となっているのが現在の研究状況である。そして、それらの諸研究によって近世都市である京都や大坂等の制度上の数多くの特色が明らかになり研究が進展したことは紛れもなく事実であるが、その一方で、近世の「首都」であった江戸の行政上の特徴を導き出したり、さらに江戸における「法」自体の特質に迫ったり、あるいはその具体的な分析を試みようとする研究は、質量ともに極めて不十分な状況にあると言ってよいと思われる。

また、従来の江戸における「法」を扱ったこれまでの研究は、主に既に公刊されている『御触書集成』『幕末御触書集成』『江戸町触集成』等に依拠するものがそのほとんどであった。そして、この点は、江戸の都市法制に関する史料の残存状況が不十分な状況であることに起因しているものと思われる。

そこで、本研究においては、従来注目されていなかった史料群を具体的に分析の対象に据えることによって上記の点を克服し、さらに江戸の「法」をめぐる一連の研究に対しても相応の寄与となることを目指したものである。

第二に、江戸における「法」を分析の対象としながら、いわゆる「町触」のみを考察の対象とするのではなく、町年寄・与力と町役人等に代表される実務役人との間で交わされる「行政法規」や「行政規則」についても同時に視野に入れて分析を行おうとした点である。従来の都市における「法」をめぐる関連する研究は、幕府や諸領主(大名)から町人たちに伝達される「町触」を主たる考察の対象とするものがその中心を占めていた。そして、その際の「町触」は、幕府や諸領主(大名)から町人に対しての「上意下達」的な性格を有するものと認識されていたと思われる。ところが、都市における「法」の運用や施行のあり方にも考察の焦点を当ててみるならば、「町触」だけでなく、役人の間で伝達される「行政法規」等も実際には数多く存在していたことが改めて判明したのである。

さらに、上記の「町触」と「行政法規」等はしばしば密接に関連性を有しており、両者はいわば重層的構造をなしている場合も多かったのである。したがって、都市における「法」の運用や施行という局面を分析する際には、「町触」のみでなく、「行政法規」等も同時に視野に入れることが絶対的に不可欠なのである。本研究においては、とりわけ「行政法規」等の内容やその存在形態にも着目しながら分析を行ったものである。

第三に、いわゆる日常的な行政行為を考察の対象とすることである。これまでの日本法制史の分野において、都市における「行政」の問題として考察の直接の対象とされたのは、たとえば高等学校の日本史の教科書にも掲載されている相对済し令や棄捐令、さらには株仲間解散令とういゆる近世を通じて有名な「政策」が中心であったと思われる。しかし、実際に町役人が日々記録していた「触留」等と一連の史料集を一覧してみるならば、これは至極当然のことでもあるのだが、そこにはごく日常的な行政に関する事項や諸問題

が几帳面に記録されている場合が実に多い。実務役人の目は、重要な「政策」のみに向けられていたわけではなかったのである。この点において、従来の諸研究は、実は重要な問題点を等閑視したり、あるいは今後追究すべき課題を残していたと断ずることができると思われる。

そこで、本研究においては、「言上帳」や「記事条例」等を考察の中核に据えて分析を試みたものである。上記の史料には、幸いにも「欠落」「火災」「遺失物」「捨子」「迷子」「検使」等についての、身近で日常的な行政に関する事例やその後の行政上の経緯等が詳細に記載されているからである。しかも、それらの記述事項からは、手続き上それをどのように扱うかという点において、実は肝要な問題を内包していたことが窺えるのである。ただし、「記事条例」は極めて大部な史料群であるため、その検討には相当な時間と労力を必要としたのであるが、できるかぎりそれを網羅的に分析したことにより、結果的に近世都市社会における行政と「法」に関して、これまで往々にして看過されてきた実態に迫ることができたと考えている。

4 研究成果

本研究による具体的成果は、次の通りである。

第一に、既に指摘したように、近世都市における「法」をめぐる研究は、従来いわば出来上がった「町触」の内容について分析するという手法がその主流を占めていたと言ってよいと思われる。ところが、実際には町役人たちに対して、「町触」以外にも「行政法規」や「行政規則」が伝達されており、さらにそれらが行政遂行の上で重要な機能を果たしていたことは間違いない。それにもかかわらず、これまで「行政法規」等が考察の対象とされることはほとんどなかった。

そこで、本研究においては、上記の研究状況を大きく前進させることを目標として、「町触」とともに、「行政法規」等の内容の検討を精緻に行い、特にその「行政」をめぐる手続きのあり方を明らかにすることを試みたものである。また、「町触」と「行政法規」等の関連性を十分に念頭に置きながら分析することを通じて、近世都市における「法」の全体像を明確に、そして新たに描き出すことに成功していると思われるものである。

続いて第二に、本研究では、町年寄、与力、町役人等近世都市社会において広範に存在した実務役人の様々な役割に着目することにより、近世都市社会における「法」の運用のあり方を具体的に示すことを目指したものである。そもそも近世社会においては、都市の領域に止まらず、与力を中心とする実務役人が果たしていた役割についての検証は、ほとんどなされなかったのがこれまでの研究状況であると言ってよいと思われる。多言を要するまでもないことであるが、近世社会においても、実務役人の存在とその機能は大変大きいものがあつたことは疑いない。相当数の研究者が、近世の実務役人を近代以降における官僚制の萌芽として位置づけているほどである。また、およそ近世の「法」の問題を扱う

場合は、その運用のあり方について検討することは、本来真っ先に掲げるべき課題であったと思われる。

そこで、本研究においては、都市行政をめぐる一連の手続きと「法」の関係を明確に位置づけることによって、「法」の運用のあり方をいっそう客観的に評価することができたものと思われる。そして、その成果は、日本法制史の分野のみならず、日本史、政治史、社会史等の他の周辺分野の研究領域に対しても、重要な素材と新たな情報を提供することができたものと思われ、さらに隣接する学問領域に対しても学問的議論を喚起していると確信するものである。

そして、上記の研究の目的、方法やそこから導き出された成果は、既に国内外を通じて長い研究史上の蓄積があるヨーロッパ諸国における中・近世の都市法や都市行政をめぐる研究に対しても極めて有効な、そして新規の指針を改めて提供することができたと考えるものである。

なお、本研究は当初三年間で完結する予定であったが、先のコロナウイルス蔓延の影響により、当初予定していた本来研究の中核を成していた史料(資料)調査を行うことがほとんど不可能となったため、一年間の研究延期を申請したものである。

また、本研究の具体的な研究成果としては、現在複数の研究論文として執筆中の段階にまで到達している。

(坂本 忠久)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------